令和７年６月３０日　資料№.７
総　務　常　任　委　員　会

人　　事　　課

議案第５４号
港区職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

１　目　　的

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）の一部改正に伴い、条例で定めることとされた新たな取得形態の部分休業の承認に係る条件等を定めるため、港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正します。

２　地方公務員の育児休業等に関する法律の改正概要

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度を拡充します。

＜部分休業制度のイメージ図＞　部分休業を取得する職員は、（１）又は（２）のいずれかを選択

（１）１日につき２時間を超えない範囲の部分休業（第１号部分休業）

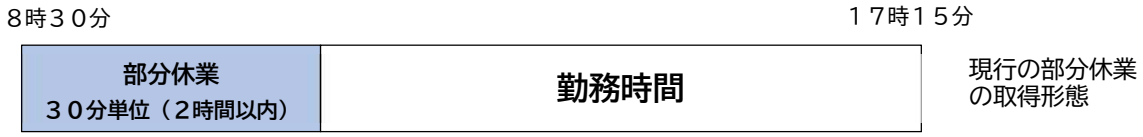

（２）１年につき１０日相当の範囲の部分休業（第２号部分休業）

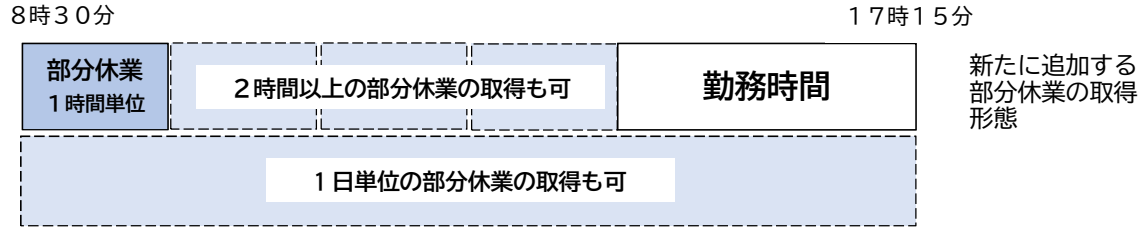

３　改正内容

（１）第２号部分休業の請求上限時間数※を定めます。

※　常 勤 職 員：１年につき７７時間３０分（１０日相当）
　　非常勤職員：１年につき１日当たりの平均勤務時間数×１０日

（２）特別な事情（配偶者の負傷、疾病による入院等によって子の養育に著しい支障が生じる場合）がある場合には部分休業の取得形態を変更できることとします。

（３）第１号部分休業を取得する職員との均衡から、子育て部分休暇※を取得する職員については、第２号部分休業を承認できないこととします。

※　子育て部分休暇：小学校に就学している子を養育する職員が１日につき２時間を超えない範囲で取得できる休暇制度をいいます。

（４）第１号部分休業及び第２号部分休業のいずれも勤務時間の始めと終わりに限らず柔軟に部分休業を取得できるようにするなどの必要な規定を整備します。

４　施行期日

令和７年１０月１日

2

令和７年６月３０日　資料№.７－２
総　務　常　任　委　員　会

港区職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
（趣旨） 第一条　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第十条第一項及び第二項、第十七条並びに第十九条第一項から第三項まで及び第五項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第一条　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第十条第一項及び第二項、第十七条並びに第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。
（中略）	（中略）
（第一号部分休業の承認） 第十五条　育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。	（部分休業の承認） 第十五条　部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第二号の勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して区規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について割り振られた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。
２　勤務時間条例第十五条第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十七条第一項の規定による育児時間、勤務時間条例第十六条の	２　勤務時間条例第十五条第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十七条第一項の規定による育児時間、勤務時間条例第十六条の

二第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の二第一項の規定による介護時間又は勤務時間条例第十六条の三第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する第一号部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3　非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）に対する第一号部分休業の承認については、一日につき勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく区規則及び港区教育委員会規則（以下「勤務時間条例に基づく区規則等」という。）の規定により当該非常勤職員について割り振られた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例に基づく区規則等の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における第一号部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について割り振られた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（第二号部分休業の承認）

第十五条の二　育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請

二第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の二第一項の規定による介護時間又は勤務時間条例第十六条の三第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3　非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく区規則及び港区教育委員会規則（以下「勤務時間条例に基づく区規則等」という。）の規定により当該非常勤職員について割り振られた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例に基づく区規則等の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について割り振られた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一　一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

二　第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

2　勤務時間条例第十六条の三第一項、勤務時間条例に基づく区規則等又は幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇の承認を受けている職員については、第二号部分休業を承認することはできない。

（育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

第十五条の三　育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第十五条の四　育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一　非常勤職員以外の職員　七十七時間三十分

二　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日一日当たりの平均勤務時間（全勤務日の正規の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に十を乗じて得た時間

（育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情）

第十五条の五　育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（第十七条において「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業における給与の減額）

第十六条　職員が第一号部分休業又は第二号部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号。以下「給与条例」という。）第十四条第一項、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第十九条第一項並びに港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年港区条例第二十号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第九条第一項及び第二十三条第一項から第三項までの規定

（部分休業における給与の減額）

第十六条　職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号。以下「給与条例」という。）第十四条第一項、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第十九条第一項並びに港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年港区条例第二十号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第九条第一項及び第二十三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その勤務しな

にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与条例第十八条、幼稚園教育職員給与条例第二十二条並びに会計年度任用職員給与条例第十三条及び第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員にあっては勤務一時間当たりの報酬額）を減額して給与を支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

第十七条　育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

（後略）

付　則

1　この条例は、令和七年十月一日から施行する。

2　この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の港区職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十五条の二第一項に規定する第二号部分休業の承認の請求をする場合における改正後の条例第十五条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

い一時間につき、給与条例第十八条、幼稚園教育職員給与条例第二十二条並びに会計年度任用職員給与条例第十三条及び第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員にあっては勤務一時間当たりの報酬額）を減額して給与を支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

第十七条　第十一条の規定は、部分休業について準用する。

（後略）